

評議員選定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、当法人の最初の評議員の選任方法に基づいて設置された、評議員選定委員会に関することを定める。

(任務)

第2条 この委員会は、当法人の評議員の選任を審議、決定する。

(委員)

第3条 評議員選定委員会に、次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 4名

2 委員は、現行寄附行為上の評議員、監事、事務局及び外部の学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

4 委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。また、辞任又は任期満了においても、第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(召集)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(評議員名簿及び議事録)

第5条 委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が署名押印の上、理事会および現行寄附行為上の評議員会に報告する。

(本規程の変更)

第6条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1. この規程は、 年 月 日から施行する。(2011年3月17日理事会議決)